

「ワクチン産業ビジョン推進委員会」運営要綱

1 目的

本委員会においては、「ワクチン産業ビジョン」に掲げられた事項の着実な推進に資するための情報交換・討議を行う。

2 検討内容

本委員会では、以下の事柄につき、情報交換・討議を行う。

- ・ワクチンを取り巻く現状に関する話題全般
- ・ワクチン産業ビジョンのそれぞれの事項に呼応した取組の実施状況
- ・開発優先度の高い個々のワクチンに関するニーズ、開発、供給、知識の普及などに関連する事項
- ・その他、座長が必要と判断する事項

3 組織及び委員の構成

- (1) 委員会は、概ね16人以下の委員で組織する。
- (2) 委員は、ワクチンの研究開発、臨床、製造・供給、接種事業、知識の普及等に携わる学識経験者等から厚生労働省医薬食品局長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げないものとする。

4 座長

- (1) 委員会に座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- (2) 座長は、会務を総理し、会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を行う。

5 委員会の運営

- (1) 委員会は、必要に応じ厚生労働省医薬食品局長が招集する。
- (2) 委員会の運営に関し必要な事項は、座長が厚生労働省医薬食品局長と協議のうえ定める。
- (3) 委員会は、原則として公開で開催するものとする。

6 委員会の庶務

委員会の運営に係る庶務は、医薬食品局血液対策課が省内関係課（医政局経済課、医政局研究開発振興課、健康局結核感染症課、医薬食品局審査管理課）の協力を得て行う。